

国立大学法人和歌山大学教育研究評議会人事審査規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 25 号

最終改正 平成30年3月19日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法第21条第4項第4号及び国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)教職員就業規則第12条第5項及び第37条第5項の規定に基づき、本学教育研究評議会(以下「評議会」という)が、以下の場合に行う審査の手続を定めることを目的とする。

(1) 本学の教員(以下「教員」という。)に対して、その意志に反して異動を命じる場合

(2) 教員をその意志に反して解雇又は降任する場合

(審査の手続)

第2条 評議会は、審査を行うさい、次の各号に掲げる手続を経なければならない。

(1) 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。

(2) 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、評議会において、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。

(3) 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。

2 前項に規定するもののほか、審査に必要な事項は、評議会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日一部改正：和歌山大学規程第2040号)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。